

ソフトウェア使用許諾契約 ライセンス プライバシー保護画像生成 N-SL5PP

本使用許諾契約（以下「本契約」）は、TOA 株式会社（以下「TOA」）製のネットワークカメラ専用ファームウェアおよび付属する印刷物、電子ドキュメント（以下まとめて「本ソフトウェア」）に関して、お客様（以下「お客様」）と TOA との間で締結される法的な契約です。

お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、TOA が指定するインターネットサイトより、アクティベーションファイル申請を行う必要があります。当該申請をもって、お客様が本契約の条項に拘束されることに同意したものとみなします。なお、お客様が本契約の条項に同意しない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

1. 本契約に基づき、TOA はお客様に対し、TOA の販売するネットワークカメラ（以下「カメラ」）においてプライバシー保護画像生成機能を利用する目的（以下「本目的」）で本ソフトウェアを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。お客様は、カメラ 1 台に対して本ソフトウェアのライセンス 1 件を使用することができます。本ソフトウェアを複数のカメラで使用する場合には、必要数に応じてライセンスを購入しなければなりません。なお、お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、カメラに別途 TOA が提供するアクティベーションファイルを用いたプライバシー保護画像生成機能の有効化が必要であることに同意したものとします。
2. 本ソフトウェアに関するすべての権利および著作権は、TOA が所有しており、本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定によって保護されています。また、本ソフトウェアに関するすべての著作権およびその他の知的財産権は、お客様に一切移転・帰属されないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。お客様は、本ソフトウェアを譲渡、貸出、移転、その他の方法で第三者に使用させることはできません。お客様自身による本ソフトウェアの使用を目的としたデバッグ用途以外に、本ソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアを本目的以外に使用することはできません。
5. お客様は本ソフトウェアの使用を終了しない限り、本契約を解除することはできません。
6. お客様は、本ソフトウェアを国外に持ち出して使用する場合、お客様の責任と負担において、適用される各国の輸出管理法令等に従うものとし、TOA は関与せず、また、いかなる責任も負いません。
7. 本ソフトウェアは、「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア書類」と見なされ、アメリカ合衆国政府による規制 DFAR Section 227.7202 および FAR Section 12.212(b) にそれぞれ従っています。
8. TOA は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用したことにより発生したデータ損失、逸失利益、補償金、その他いかなる損害についても、お客様に対し責任を負いません。また、TOA は、明示もしくは黙示を問わず、本ソフトウェアに関する一切の保証（商用性および特定の目的に対する適合性などの黙示の保証を含む）をしないものとします。
9. お客様による本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルが行われた場合、それに起因するかどうかに関わらず、TOA は、発生した一切の故障または不具合に関して、お客様に対し責任を負いません。
10. お客様が、本ソフトウェアを違法に複製した場合、または本契約に違反した場合、事由のいかんを問わず TOA は本契約を解除することができます。その場合、お客様は、本ソフトウェアを一切使用できないものとします。
11. お客様は、次の内容を表明し、保証するとともに、本ソフトウェアの使用期間中、これらを遵守しなければなりません。また、TOA は、お客様が本内容に違反した場合には、催告その他何等の手續を要することなく、直ちに締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、お客様は、解除により被った損害の賠償を TOA に求めることはできません。なお、TOA はお客様に対し、契約解除によって被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - ① 自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと。
 - ② 反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして TOA の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行わないこと。
 - ③ 不当要求行為等をなさないことおよび主要な出資者、または役職員が反社会的勢力の構成員でないこと。
12. TOA は、お客様が本契約の内容に違反したことによって、お客様が被った損害について、なんら責任を負いません。また、お客様は、本契約に定める内容に違反したことによって TOA に損害を生じたときは、当該損害を賠償しなければなりません。
13. 本ソフトウェアに本契約とは別の使用許諾契約書が添付されている場合であって、当該使用許諾契約書と本契約の条項に相違がある場合には、当該使用許諾契約書に記載の条項を優先するものとします。
14. TOA は、必要と認めるときは、本契約の内容を変更することがあります。本契約の内容を変更したときは、TOA の所定の方法によってお客様に通知、周知するものとします。
15. 本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

